

2020年3月31日

報道関係者各位

SBI 日本少額短期保険株式会社
〒530-0011 大阪市北区大深町 3-1
グランフロント大阪 タワーB 13F**少額短期保険業者で初！東京都大田区と
「自転車の適正利用の促進に関する協定」を締結**

SBI 日本少額短期保険株式会社（本社：大阪市北区、代表取締役社長：井上 久也、以下「当社」）は、東京都大田区と「自転車の適正利用の促進に関する協定」を、損害保険会社4社と共同で締結いたしました。自治体との自転車の適正利用促進に関する協定締結は、少額短期保険業者として初めてとなります。※1

大田区では、区内の自転車事故が増加傾向であること、自転車盗難被害が都内の自治体でも多いことを受け、自転車利用者の「ながら運転」禁止等の道路交通法関連法令の遵守および盗難防止のための措置実施に対する義務化を目的として条例改正を行い、2019年10月1日に「大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例」※2を施行しました。

上記条例の改正に加えて、2020年4月から東京都内で自転車利用者などの自転車損害賠償保険等への加入が義務となることから、大田区と当社とでそれぞれの特性や資源を活かして連携・協力しながら自転車の適正利用促進に取り組むという目的が合致したため、このたびの協定の締結に至りました。

本協定の締結により、当社をはじめとした合同締結者は、大田区内における自転車の盗難防止や交通安全に関する啓発活動、自転車保険に関する情報提供活動を通じて、自転車の適正利用の促進に努めてまいります。

※1 2020年3月時点 当社調べ

※2 改正前の条例名称「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」

東京都大田区「自転車の適正利用の促進に関する協定」締結者（五十音順）

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・SBI 日本少額短期保険株式会社
- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- ・東京海上日動火災保険株式会社
- ・三井住友海上火災保険株式会社

本件に関するお問い合わせ

SBI 日本少額短期保険株式会社 経営企画部 植松

Phone.03-6229-0711（東京本社）

◆SBI 日本少額短期保険株式会社（SBI 日本少短）について

SBI 日本少額短期保険株式会社は、「保険をもっと身近に」「保険をもっと手軽に」「保険をもっと便利に」という理念のもと、最新のテクノロジーを活用していくことで、お客様にご満足いただける良質なサービスを常に提供できる少額短期保険業者を目指します。

【会社概要】

商号	SBI 日本少額短期保険株式会社
所在地	大阪府大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F
設立	1996 年 6 月 28 日
資本の額	1 億 9,000 万円
事業内容	少額短期保険業
URL	https://www.n-ssi.co.jp/

◆SBI インシュアランスグループについて

SBI インシュアランスグループは、日本のインターネット金融のパイオニアである SBI グループの保険事業を担う企業グループです。保険持株会社である SBI インシュアランスグループ株式会社のもと、SBI 日本少短を含む事業会社 6 社が一体となって総合的な保険事業を展開しています。

「顧客中心主義」の徹底という基本方針のもと、保険分野における様々な付加価値を創造し、さらなる顧客基盤の拡大を続けることで企業価値の向上に努めます。